

2020年4月22日

■緊急事態宣言発令を受けた取組みについて

弊社は、新型コロナウイルスの感染拡大状況及び政府より発令された方針等を踏まえ、安全確保及び感染拡大防止策のため、全社員を対象に在宅勤務及び事務所勤務のシフト制を実施することにいたしました。今回の措置により、関係各位には多大なるご不便、ご迷惑をお掛けするかとと思いますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【在宅勤務実施期間】

2020年4月23日（木）～2020年5月6日（水）

※実施期間については今後の情勢の変化を見ながら慎重に対応を判断させていただきます。

【連絡方法】

本社にはシフト制による職員が勤務しますが、取り次ぎに時間を要する場合がございます。

極力メールでのご連絡として頂きますようお願い致します。